

滞在地における不在者投票の手続について

仕事や旅行など一定の事由により桐生市以外の市区町村に滞在しているため、選挙人名簿登録地の投票所で投票することができない人は、事前に投票用紙を請求しておくことで、滞在先市区町村の選挙管理委員会で投票を行うことができます。

投票できる期間及び時間

不在者投票ができる期間は、公示日(告示日)の翌日から選挙期日の前日までです。

なお、投票が出来る時間は、滞在地の選挙管理委員会の執務時間中に限られますので、必ず事前に滞在先の選挙管理委員会にお問合せのうえ、不在者投票へお出かけください。

投票の手順

①投票用紙等の請求

「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、直接又は郵便等により選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください(ファクシミリや電子メールでは受け付けできません。)。なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルのびったりサービスから請求することもできます。

郵便の配達頻度が見直され、送付に日数を要しますので、請求はお早めをお願いします。なお、請求は公示日(告示日)前からすることができます。

②投票用紙等の送付

請求を受けた選挙管理委員会では、請求内容を確認後、投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書をレターパック又は簡易書留によりお送りします。

(注) 不在者投票証明書が入った封筒(「開封厳禁」のシールが貼ってある透明の封筒)は開封すると投票できなくなりますので、絶対に開封しないでください。

③滞在地の選挙管理委員会での投票

投票用紙等が送付されたら、これら一式を滞在地の選挙管理委員会(不在者投票所)まで持参し、係員の指示により投票してください。

④不在者投票の送付

滞在地の選挙管理委員会に提出された不在者投票は、不在者投票用封筒に入れられた状態で、滞在地の選挙管理委員会から名簿登録地の選挙管理委員会に送付されます。

※ 郵送でのやりとりになるため、投票までの手続きをできるだけ早く済ませてください。

